

4-4 緊急事態・防災体制

自然災害（暴風雨、河川氾濫、凍結・雪害、地震）や重大事故等により、長時間の輸送障害や多数の死傷者が発生する等、社会に大きな影響を及ぼす緊急事態に対しては、その影響を最小限にとどめるため、緊急事態対策規程を定めております。

また、自然災害や第三者の行為により、社会的に極めて重大な影響を及ぼす事態に対しては、その被害を最小限にとどめるため、防災体制要綱を定めております。

緊急事態対策規程 防災体制要綱



(1) 緊急事態対策

① 1号体制

災害等の範囲が局地的であり、現地及び本社対策本部で対応が可能であると判断した場合。

② 2号体制

災害等の範囲が大規模で且つその範囲が複数個所にわたり、社長が全社的な危機対策本部の設置を指示した場合。

(2) 防災体制

① 暴風雨体制

台風と台風以外に分け、それぞれ注意報や警報の発令があった場合。

② 河川氾濫体制

河川の氾濫が予想され、または氾濫して車庫配車線や駅構内が浸水し運転不能になった場合。

③ 凍結・雪害体制

気温や雪に関する注意報、あるいはすでに積雪がある場合。

④ 地震体制

地震警報表示器で震度4以上を観測した場合。

4-5 KY（危険予知）活動・ヒヤリハット申告制度

運転事故危険予知活動を継続して実施し、抽出したヒヤリハット体験は、毎月テーマを設けて運転KY新聞に掲載して各職場に周知しております。

2007年2月までは、「列車種別の確認、扉操作等」に関するテーマを取り扱いました。また3月からは、「信号取扱業務」に関する危険予知活動を実施しております。

運転KY新聞